

議長（福田会長）

議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺課長）

次に、議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」ご説明いたします。24ページをお開きください。

この方針は、先ほど市町建設計画で説明のございました地域自治システムの構築として盛り込まれるべきもので、その具体化に当たりましての基本方針でございます。

まず、冒頭でございますが、合併には自治体の規模が拡大することによる行財政基盤の強化や自治能力の向上というメリットがある一方、住民と行政の距離が拡大するという懸念もございます。こうしたことから、地域の自治を充実強化し、住民自治の拡充を図ることにより、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治の制度を構築する必要があるため、その基本方針を以下のとおり定めます。

まず最初に、合併に伴う地域の課題でございます。

(1) 地域住民の主体的な取り組みの必要性でございます。合併に伴う行政区域の広がりにより、住民の声が市政に届きづらくなり、きめ細かな行政施策が不十分になるおそれがあることから、合併後におきましても、それぞれの地域の住民が主体的に地域の行政に取り組みめるような仕組みが必要でございます。

(2) 地域の独自性と自立性の確保でございます。合併により、自治体一つになることで、これまで各地域で主体的に運営されてきた行政の特性が発揮できなくなるおそれがあることから、合併後におきましても、地域の実情に応じた施策の展開を行うことにより、地域の独自性と自立性を確保する必要があります。

2は、ただいま申し上げました課題を受け、地域自治制度構築の目的でございます。

(1) 住民自治の拡充です。住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充を図ります。

(2) 都市内分権を推進します。厳しい財政状況の中、複雑・多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、行財政基盤の強化を図るとともに、地域の特性を活かした施策を展開することが必要です。このため、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進いたします。

次のページをお開きください。これらを受けまして、3として、地域自治制度構築の基本方針でございます。

(1) 制度構築の基本方針でございます。自治体規模の拡大による行財政の効率化を進める一方、地域コミュニティの進展による住民自治の拡充を図るため、以下の視点に基づき、新たな地域自治制度を構築いたします。

1つ目、住民の一体感を醸成しつつ、地域主体の自治システムを構築します。それぞれの地域特性を活かし合いながら、住民の一体感を醸成し、新市一体となって発展を目指す

とともに、地域が主体となった新たな自治システムを構築します。

2つ目、身近な地域の課題を住民が担う仕組みを構築します。住民自治の拡充や地域特性を活かしたまちづくりが重要であることから、身近な地域課題を住民自ら担う仕組みを構築します。

3つ目、地域住民の参加と協働を推進します。住民の参加や協働により、住民と行政がそれぞれの特性や能力を発揮し合いながら、多様な地域課題を迅速かつ効果的に解決します。

(2) 制度構築の方向性でございます。

1つ目、地域自治制度は、地域住民の行政活動への参加・拡充を基本とし、地域独自の施策事業を展開できる仕組みとします。

2つ目、市としての一体性を確保しながら、地域の主体性を発揮する仕組みとして、合併前の旧町を単位に地域自治組織を設置します。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（福田会長）

事務局の今の説明だと、地域自治制度をつくるというのは、確かに説明を受けたのですが、例えばほかの地域ではこんなことが議論されていますということについて、補足できませんか。地域審議会型とか幾つかスタイルがありますが、それらについてこれから検討しますというのは……？

事務局（渡辺課長）

例えばの話として幾つかございます。1つとして、最近、上諏訪の方で幾つかの町が合体する中で、どういう住民自治を目指すかいろいろ検討しているところでございます。一方では、従来、本庁でやっていたような仕事も、各旧町単位にかなり自治権を下ろしていく中で、各旧町が住民組織と一体となってどういう施策が展開できるかといった仕組みを現在構築しております。

また、私どもで検討するに当たりましては、合併特例法で規定されました地域審議会や国の地方制度調査会の中間報告にありました幾つかの行政区タイプ、特別区タイプといったものも示されておりますが、先進市の事例も参考にしながら検討していきたいと思っております。

議長（福田会長）

事務局の説明が終わりました。議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

稲葉委員（上三川町）

上三川町の稲葉です。ただいまの説明は、私たち住民が一番身近に、痛切にこのシステムを望んでいるわけです。55万人で政令都市にはなりませんので、法の壁というのが当然出てくるとは思いますが、その点はどのように対処していくお考えでしょうか。

事務局（渡辺課長）

まず、現行法の中でどういう自治システムが一番妥当であるか、その辺を研究してまいりたいと思います。またその後に国の方での動きがありましたら、それとあわせた形で、いかに住民自治ができるようになるか検討してまいりたいと思います。

事務局（栗田局長）

補足説明させていただきます。確かに現段階では法律の壁は当然ございます。ただ、地域で決定して実施できる仕組みを実態的につくるという方法もございまして、法律の枠にこだわらずに中身は検討してまいりたいと思います。結果的に、法律ができたときに、それに合致すればその法律で担保する。できなければ、実態的にできる仕組みを条例によってやっていきたいと考えております。

議長（福田会長）

地域自治システムというのは、高根沢の町長である副会長から、先ほど、自分たちの地域のことは自分たちで取り組む、かつての合併ではない新たな仕組みをつくっていくことが条件だという意見がありました。それにつきましては、今、稲葉委員から、国が明示していないものについても組み込んでいく場合があるが、それらは可能なのかという意見がありました。今、事務局の説明のとおり、それらについては条例で決めていくことが十分可能だととらえております。どういうスタイルが一番いいかは、これから小委員会の中で検討していただくわけですが、さまざまなタイプをいろいろな学者が発表しております。それらの中で今後1市4町に合ったものを選択していくことになるわけでございます。

高橋副会長（高根沢町）

ここで細かな議論はできませんが、自治制度の小委員会ができるということで、そちらで十分に練っていただきたいと思っています。一般論として、インターネット等で全国の事例を私自身も今一生懸命集めています。現行法の中で相当突っ込んだ地域内自治制度ができます。そしてそれに加えて、これから法制化されるであろう分権の特別法がもっと強力に出てくれば、より強力な地域内自治ができるかなと。ある程度の手応えは、私自身自らの学習の中で感じているのですが、そんなものをきちんと土台としながら、小委員会で煮詰めていただければと思っています。

それから、誤解していただきたくないのは、この地域自治制度は地域エゴをぶつける場ではないということです。ですからもう一方の側面として、一つ一つの施策については行

政評価というようなきちんとした尺度を当てはめる。地域のことは地域で決めるのだから必要のない事業を地域でやればいいということにはならないわけです。そういった一つの物差しをきちんと決めて、行政評価に耐えられる施策という前提が付きませんが、そういうことをやっていかないと無駄な税金の使い方ということになりますので、こういう問題も含めて、小委員会では徹底して議論していただきたいと私自身は思っています。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。

中村委員

宇都宮大学の中村でございます。25ページの(2)の最後の文章ですが、真っさらな状態で読ませていただいたときに、地域自治組織は「合併前の旧町を単位に」ということがあります。地域自治組織という言葉からイメージしますと非常に大きいなという思いがあります。「合併前の旧町単位」というのは、これでいくということであればそういうこともあり得ると思いますが、そこまで明記しなくてもいいかなという思いがいたしましたが、いかがでしょうか。

議長（福田会長）

「合併前の旧町を単位に」という字句についてどうかということですが、事務局お願いします。

事務局（栗田局長）

地域自治につきましては、とりあえず合併協議の前提として方針を書いているものから「旧町を単位に」と書いてございますが、もちろん地域自治は、宇都宮市でも都市内分権ということで地区行政をこれからやろうと考えています。それも地域自治という大きな枠内には入ってきますが、とりあえず今の4町単位で地域自治を合併に当たってつくり出すということで、こういう書き方をさせていただいております。

議長（福田会長）

中村先生がおっしゃっているのは、そこまで書き込む必要はないのではないかということです。「旧町単位」という言葉をここに書かなくても、地域自治組織をつくるのが明確化されていけばいいのではないかと。単位については今後の小委員会の中で今の説明のような話になっていくのだらうと思いますが、書き込むことはどうかというご指摘です。

事務局（栗田局長）

確かに、その辺のことは小委員会で検討いただくということもございますので、「合併前の旧町を単位に」は取らせていただき、「……仕組みとして、地域自治組織を設置します」という形に変えさせていただきます。中身については小委員会で議論していただくことにしたいと思います。

議長（福田会長）

それでは、25ページの一番最後の行ですけれども、「合併前の旧町を単位に」まで、10文字の削除をお願いいたします。「発揮する仕組みとして 地域自治組織を設置します」と、文章をつなげていただきたいと思います。

議案第6号の資料として、先ほどの参考資料の15ページに、これまで合併した新市が例として載っているわけですが、今までの合併の中では、地域自治組織制度を創設したところはありません。今、各地域で我々と同じように任意協、法定協に移行している組織の合併協議の中で、いろいろなところでいろいろな議論が交わされているわけですが、地域自治制度については我々も横並びで、この制度が確立されれば、全国ではトップクラスの中でこのシステムを導入することになるわけで、下敷きはないのです。我々が皆で決めていくということです。ですからマニュアルはありません。小委員会の中でも、そしてまたこうした協議会の中でも、大いに議論をしながら、最もふさわしい地域自治システムをつくっていく必要があると思っております。

ご意見はございませんか。

それでは無いようでございますので、議案第7号につきましては、10文字削除が入りましたけれども、それらを含めて、「地域自治制度構築の基本方針について」は、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは議案第7号「地域自治制度構築の基本方針について」は、原案のとおり決定することいたします。